

## 船舶事故調査報告書

平成26年3月13日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年10月14日（月、祝日） 08時38分ごろ
発生場所	広島県広島港第1区広島大橋付近 広島県広島市所在の広島港元宇品東防波堤北灯台から真方位081° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯34° 21.0′ 東経132° 29.8′）
事故調査の経過	平成25年10月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート <sup>ちほう</sup> 千宝丸、4.9トン HS3-43392（漁船登録番号）、個人所有 11.65m（Lr）×2.70m×0.96m、FRP ディーゼル機関、264.78kW、平成4年2月14日 第270-37082号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート <sup>あき</sup> 安芸5、5トン未満 270-42944広島、個人所有 6.66m（Lr）×2.05m×0.45m、FRP ディーゼル機関、54.43kW、平成11年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍） 男性 61歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成1年3月3日 免許証交付日 平成25年4月5日 （平成30年4月14日まで有効） B 船長B 男性 58歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年4月14日 免許証交付日 平成25年10月9日 （平成31年4月13日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷、オーニングを破損 B 右舷船尾部に亀裂及び破口
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、広島大橋付近

	<p>を約5.5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって西進中、左舷前方に北方に向かって航行するB船を認め、A船は保持船の立場だと思い、B船の動静を見ながら航行した。</p> <p>船長Aは、B船が同じ針路及び速力で航行を続けていたので、右舵一杯、続いて減速したが、平成25年10月14日08時38分ごろ、広島港元宇品東防波堤北灯台から真方位081°1.5M付近において、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、広島大橋付近を約11knの速力で手動操舵により、広島大橋北側の猿猴川河口に向けて北北東進した。</p> <p>船長Bは、釣り場所を思案しながら航行中、ふと右舷方を向いたところ、至近にA船を認め、全速力前進にかけたが、B船とA船とが衝突した。</p> <p>A船は、B船の乗船者をA船に移乗させ、B船は、衝突後、間もなくして転覆し、付近を航行していた小型船にえい航され、両船共に広島市金輪島のマリーナに入った。</p> <p>（付図1 推定航行経路図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、漁船であるが、本事故当時、釣りの目的で航行していた。</p> <p>A船は、本事故当時、レーダーをスタンバイにしていた。</p> <p>船長Aは、汽笛を吹鳴しなかった。</p> <p>B船は、レーダーがなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、広島大橋付近を西進中、船長Aが、左舷前方に北方へ向けて航行するB船を認めた際、A船は保持船の立場だと思い、針路及び速力を保持して航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、広島大橋付近を北北東進中、釣り場所を思案しながら航行し、見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、広島大橋付近において、A船が西進中、B船が北北東進中、船長Aが針路及び速力を保持して航行を続け、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は、常時見張りを適切に行い、接近する船舶を認めた場合には、汽笛を吹鳴するなどして注意を喚起すること。</li><li>・航行中は、見張りに専念すること。</li></ul> |
|--|--|

付図1 推定航行経路図

